

◎新潟県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みずほ歯科口腔外科	長岡市中之島 1909-15	令和6年4月1日
訪問看護ステーション新発田	新発田市緑町3丁目1-9 ピュアライフグリーンタウン B102号	令和6年4月1日
きむら内科クリニック	村上市飯野3丁目 16-5	令和6年5月1日